

## 広域行政のあり方検討会設置要領

### (設置目的)

第1条 海外の地方自治制度なども参照しながら、連合域内に存在する広域的な課題の解決に向け、関西広域連合の役割や執行体制も含めた広域行政のあり方を検討し、今後の関西広域連合の方向性を明確にするため、関西広域連合協議会規則第3条第3項に基づく専門部会として「道州制のあり方研究会」を「広域行政のあり方検討会」(以下「検討会」という。)に改組する。

### (所管事項)

第2条 検討会は、前条に規定する設置目的に沿って、次の事項について調査・検討を行う。

- (1) 広域行政のあり方
- (2) 今後の関西広域連合の方向性
- (3) その他関連する事項

### (組織)

第3条 検討会は、委員9人以内で組織する。

- 2 委員は、広域連合長が任命する。
- 3 検討会に座長および副座長を置き、前項で任命された委員の中から互選する。
- 4 座長は、検討会の会務を総理する。
- 5 副座長は、座長を補佐し、座長に事故あるとき、座長の職務を代理する。

### (委員の任期)

第4条 委員の任期は、委嘱の日から2年間とする。ただし、再任を妨げない。

### (会議)

第5条 検討会は、座長が招集する。

- 2 検討会に有識者その他、座長が必要と認める者の陪席を求めることができる。

### (顧問)

第6条 検討会に、顧問をおくことができる。

- 2 顧問は、広域連合長が任命する。
- 3 顧問は、広域連合長の要請に応じ、第2条各号の事項について助言を行う。

### (庶務)

第7条 検討会の庶務は、本部事務局地方分権課において行う。

### (会議の公開)

第8条 検討会の会議は公開を原則とする。

### (補足)

第9条 この要領に定めるもののほか、検討会の運営に関して必要な事項は、座長が別に定める。

## 附 則

### (施行期日)

- 1 この要領は、平成25年3月2日から施行する。

2 この要領の施行の日以後最初に開かれる研究会は、第5条第1項の規定にかかわらず、広域連合長が招集する。

附 則

この要領は、平成29年9月19日から施行する。

附 則

この要領は、平成30年4月1日から施行する。